



飲用井戸等衛生対策要領の改正 厚生労働省

「飲用井戸等衛生対策要領」と「飲用井戸等衛生対策要領の留意事項について」が改正されます。

<主な変更点>

・都道府県等は定期的に検査を行うことが望ましい項目を定めて周知する。

・定期の水質検査は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌・大腸菌・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物(全有機炭素(TOC)の量)・pH値・味・臭気・色度・濁度及びトリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他周辺の状況などから必要な項目。

・定期の水質検査は、一般飲用井戸(設置者が自己の住む住宅にのみ飲用水を供給するために設置するものは除く)、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道にあつては1年以内に1回行うものとするが、これ以外のものにあつても1年以内に1回行うことが望ましい。

・給水開始前の水質検査については、クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブromクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブromジクロロメタン・ブromホルム・ホルムアルデヒドの消毒副生成物を除いた水質基準の定められている全項目。ただし、周辺の地下水からこれらの物質が検出されている、または、消毒を行っている場合は検査を行う。また、水源が湖沼等、水が停滞しやすい表流水でない場合は、ジェオスミン・2-メチルイソボルネオールの検査を省略することができる。

資料:2004年1月22日付 厚生労働省 健発第0122001、0122004、0122055号 生活環境箇所 小林 正幸

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- 1.平成14年度 水質汚濁防止法施行状況 環境省
- 2.スラグの化学物質試験法 JIS化 経済産業省
- 3.河川空間の満足度評価 国交省
- 4.東京湾への汚濁物質流入量目標値見直し 国交省
- 5.ダイオキシン類 JIS 改正の動向
- 6.下水道使用料きれいな排水は割引 国交省
- 7.POPsモニタリング結果 環境省
- 8.建設発生土の工事間を利用 国交省
- 9.光触媒の空気浄化性能試験方法 JIS制定 経済産業省
- 10.廃棄物処理法改正案 環境省
- 11.VOC対策を検討 経産省

PCB 廃棄物特別管理産業廃棄物に追加 環境省

平成16年1月16日の閣議で、廃棄物処理法施行令の改正が閣議決定されました。

<改正の趣旨>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)の施行以後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。)の保管事業者による保管状況の届出等により PCB 廃棄物の実態が明らかとなるとともに、平成16年12月より日本環境安全事業株式会社が PCB 廃棄物の処理事業を開始することになっていきます。

このため、特別管理産業廃棄物である PCB 廃棄物の範囲を拡大するとともに、PCB 廃棄物の収集運搬に係る規制の強化等の措置を講じ、その適正処理を確保する必要があります。

<主な改正の内容>

(1) ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ汚泥等の特別管理産業廃棄物への追加(第2条の4第号関係)

「汚泥(事業活動等発生物に限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)」 「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(事業活動等発生物に限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの」を特別管理産業廃棄物に追加する。

(2) PCB 廃棄物に係る収集運搬基準の創設(第4条の2第1号ホ及び並びに第6条の5第1項第1号イ関係)

PCB 廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬することとともに、PCB 廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであることとする。

改正内容は平成16年1月21日に公布され、平成16年4月1日から施行されます。

資料:2004年1月15日付 環境省報道発表資料

機器分析箇所 豎山 由美



事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第20条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発